

「賀茂神主改補の事」覚え書

—「太平記」注解補考(二)—

要 旨

小稿の趣旨は前稿（「日吉社をめぐる断章二、三一」「太平記」注解補考（一）」、本誌二八号、二〇〇〇年三月）に同じく注解の補訂で、巻十五「賀茂神主改補の事」をめぐる二、三の問題について論じた。賀茂の神主基久女をめぐる二宮の競い合いの話は、帥宮（後醍醐天皇）と後伏見院の物語として受容できること、改補されたとある基久・貞久は系図および賀茂別雷神社「社務補任記」により、貞（定）久・教久の交替劇を準拠として想定できること、その一方の教久を基久として物語化したのは、基久に通世出家を主題にする和歌が存在したのが一つの契機であること、などを述べた。また帥宮詠とされる歌は「兼好法師家集」の一首と関連あろうかと推され、また貞（定）久・教久の交替の年代から考えて、本話は観応・文和年間（一二三〇—一五五）以降に生成され、「太平記」ではそれを建武年間頃の物語として設定したと思われる。

はじめに

建武の新政が瓦解した後、足利尊氏・新田義貞の抗争は、建武三年（一二三六）正月の京都合戦で一まず新田方の勝利に落ち着き、尊氏は九州へのがれる。比叡山の行宮に在った後醍醐天皇は京へ還幸、花山院の皇居に入る。「太平記」の多くの本は、標題の章段を巻十五の末尾に置く。次に粗筋を示す。

一旦の平和により、賀茂神主は尊氏が推した基久から、公家の推挙になる貞久に還補された。基久解任の理由は、彼の娘をめぐる宮々の確執にある。帥宮・伏見宮の求愛を受けた基久女は、帥宮の和歌に心ひかれる。宮の迎えの車が到着した時、基久が帰宅して事情を知り、立太子の可能性の高い伏見宮に娘をおくる。帥宮はこれを根に持ち、即位後、基久を解任、この後政権交代の度に基久・貞久は補任・退任を余儀なくされた。これに世の無常を悟った基久は出家する。

小稿ではいくつかの要素をめぐり、本話があり得た話か否かに焦点

* 長 坂 成 行

をあてつつ注解の補訂を行いたい。

一 二宮をめぐって

この種の恋愛譚において人物を特定することに何ほどの意義があるのかとの疑念はあるが、当時の読者が想起したのであろう人物を探るのは、必要な手続きの一つに違いない。まず基久女を争った宮々が誰なのかに関して、『太平記』の当該部分を示す。

その比先帝は、いまだ帥宮にて御座し、幽かなる御すまひなり
 「B」。今の法皇は伏見院第一の皇子にて、春宮に立たせ給ふべし
 と、時めきあへり。^① (266頁)

西源院本は傍線部Aを「当今」として、神田本・松井本・玄玖本・流布本等は「B」に「是ハ後宇多院第二ノ皇子後醍醐ノ天皇ト申シ、御事也」(神田本)が入る。南都本系諸本は傍線部Cを「後伏見院」とする。

さて、二宮のうち前者の帥宮が後醍醐天皇をさすことは動くまい。後醍醐は嘉元二年(一一三〇四)三月七日、十七歳で帥宮に任じ「公卿補任」、徳治二年(一一三〇七)五月十五日、中務卿に就いている(『実躬卿記』)。Bの異文は注記の本文文化であらう。

一方の「今の法皇」が誰なのかは、持明院統の皇流であるのはともかく、歴史的な事実に比すると問題が多い。早くに「参考太平記」が三人の名をあげ、各々に疑義を呈しているので、注を加えつつ紹介し

ておく(刊本496・497頁)。この法皇を後伏見天皇とすると、正応二年(一一八九)二歳で東宮に立ち、永仁六年(一一九八)十一歳で即位、正安三年(一一三〇一)十四歳で讓位する。従って彼が女を慕うのは讓位後のはずで、東宮の有力候補という設定に矛盾する。また帥宮の任大宰帥(一一三〇四)は後伏見の讓位後になってしまふ。法皇を後伏見弟の花園天皇とみると、正安三年(一一三〇一)五歳で皇太子となり、『太平記』の叙述に従えば三、四歳で女を慕うことになる。また後伏見皇子の光厳天皇を想定しても、後醍醐が帥宮の時には未生で(正和二年、一一三三三)、これも話が合わない。

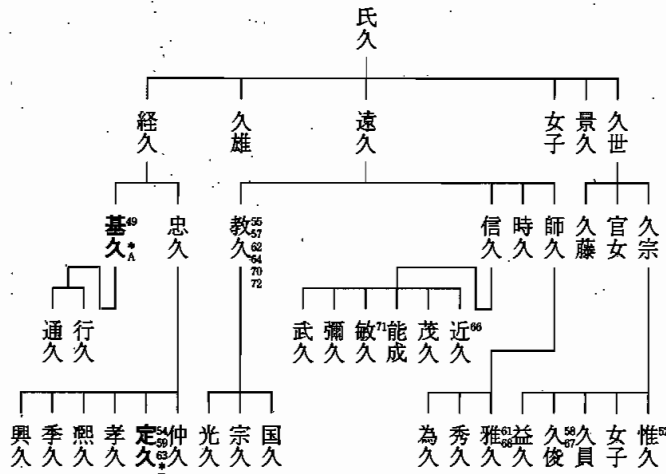
このように『太平記』の記事と宮々の経歴とを対比すると何れにも矛盾が生じ、本話は物語的虚構の産物とせざるを得ない。しかし一人の女性を争うとなると、常識的には年齢が近いというのが有力な前提になるはずで、この条件に該当する法皇は、一方の後醍醐と同年生れ(正応元年、一一八八)の後伏見院しかない。花園は九歳の、光厳は二十五歳の年下で論外である。おそらく当時の享受者は後醍醐対後伏見の、二十歳前後の若い頃の物語として受容したのであらう。

二 賀茂神主について

次に改補された神主について、『太平記』の文脈からは基久には尊氏(武家)の、貞久には後醍醐(公家)の支持があったと理解できる。大系・集成の注は、『安斎随筆』二十三によって、賀茂の社職百六十

一家のうち、上職に七家あり、基久は森家で貞久は松下家だとする。
 新編の頭注二一(265頁)で「ただし『賀茂社家系図』(神道大系・賀茂)では確認できない」としたのは舌足らずで、基久が森家に属することを確認できない、の意である。さて基久・貞久は『賀茂社家系図』第五久之一流の中に、年代的にみて候補となり得る人物(太字)を見出すことができる。

〔神道大系・賀茂〕407〜415頁から作成。名前の右の数字は後述『社務補任記』による神主代数



(尻付注記)

* A (基久)

四品 神主十ヶ年 嘉元三年太田祝 歌人 続千載 続後拾遺
 新千載 新拾遺集等作者

* B (定久)

從三位 神主一ヶ年 貞イ(定)の右に) 延慶三年太田彌宜

歌人 新後拾遺作者

定久は尻付の異文から「貞久」とも表記されるとみてよいだろう。名前の上からはこの叔父・甥の話かと思われるが、系図以外の資料が欲しい所である。

ここで賀茂別雷神社の歴史をみる上で有力な資料とされる『社務補任記』をとりあげる。以下、須磨千頼氏の解題から引用する。

(本書は)賀茂別雷神社の歴代の社務の補任次第と、それぞれの任期中の主な出来事について筆録したもので、天長二年(八二五)に死去したとされる男床に始まり、応永三十五年(正長元、一四二八)退任の資久まで、約六〇〇年間の記事から成っている。(中略)この記録の作成者は賀茂別雷神社の社司か氏人の一員であつたことは間違いないであろう。原本の作成年代は記事が終わる応永末年からさほど隔たらないのではなからうかと思われる。また本書の記事の信憑性については、他の記録類に当該の記事がみられることから、十分に保証されるものという。南北朝時代では、五十

九代定久が、南朝方の意思によって正平六年十一月十八日に復任、のちに退任したとあるが、これは「園太曆」観応二年十一月二十日・二十一日条および同三年四月一日条にみえること、また文和四年八月二十七日の社務氏人同士の刃傷事件は、同じく「園太曆」同月二十九日条に確認できること、等が解題に示されている。他に少しく例示すれば、「社務補任記」七十三代宗平の項に、

貞治二年後正月一日之未明、社頭ノ一番ノ行水ノ時、湯屋ノ西ノ針貫^②之外ニ死人出来シタリトテ、朔講之氏人等サワキアエリ、夜ノアクルニシタカイテ人ニミスレハ、四郎太夫ト申ス氏人也、一族ノ事ナルニヨリ、ヤカラ社家ヨリシ孝養ナントモ取沙汰セラ

ル、
(73頁上)
とある事件は、「師守記」同年二月十五日から触穢の件が問題になったとする記事に照応する。また応安四年四月十一日(久澄の代)の「棚尾社ノ前ノキタ橋ヨリスコシ下ヘノキテ小死人手アリ」、「五体不具ナリトテ汚穢ナシ」とある件は、「後愚昧記」同年四月十五日条によつて確認できる。こうした例は他にもいくつか挙げられ、またそれぞれに興味深い問題を提示してくれるのだが、とまれ「社務補任記」の史料的价值の高さを証するものである。次に「社務補任記」に従つて、「太平記」の記事と関連しそうな年代の歴代神主を列挙する。

代	名(父祖)	補任年時	年齢	期間	退任事由
49	基久(經久)	元応元年(一一一九)八月十二日	四十七	十年	
50	能雄(能季)	元徳元年(一二一九)八月三十日	六十六	一年	
51	信久(遠久)	元徳二年(一二三〇)八月十三日	五十三	二年	
52	惟久(久宗)	元弘二年(一二三三)二月二十四日	四十一	一年	
53	備久(還補)	元弘三年(一二三三)五月十九日	五十六	二年	
54	定久(忠久)	建武二年(一二三五)五月十一日	四十二	二年	
55	教久(遠久)	建武三年(一二三六)八月十二日	五十三	六年	
56	員平(近平)	康永元年(一二四二)六月十三日	五十二	四年	
57	教久(還補)	貞和二年(一二四六)十月二十二日	六十三	五年	
58	久俊(久宗)	観応二年(一二三五)二月十五日	五十	九ヶ月	世上之遷替
59	定久(還補)	正平六年(一二三五)十一月十八日	五十八	五ヶ月	世上之御遷替
60	員平(還補)	観応三年(一二三五)三月二十八日	六十二	四ヶ月	
61	雅久(師久)	観応三年(一二三五)八月一日	五十五	十ヶ月	
62	教久(三度)	文和二年(一二三五)五月二十九日	七十	二十日	天下之變化
63	定久(三度)	正平八年(一二三五)六月十九日	六十	三十七日	天下之變化
64	教久(四度)	文和二年(一二三五)七月二十八日	七十	一年	
65	国久(教久)	文和三年(一二三四)後十月十九日	四十五	一年	
66	近久(信久)	文和四年(一二三五)十一月十九日	—	七ヶ月	
67	久俊(還補)	延文元年(一二五六)六月十四日	五十五	九ヶ月	
68	雅久(還補)	延文二年(一二五七)三月十四日	六十	四十日	
69	員平(三度)	延文二年(一二五七)四月二十五日	六十七	一年	
70	教久(五度)	延文三年(一二五八)九月五日	七十五	四年	世上之転変
71	敏久(信久)	正平十六年(一二六二)十月十二日	四十五	十八日	
72	教久(六度)	康安二年(一二六二)正月四日	七十九	五ヶ月	

・「社務補任記」の誤脱かと思われる箇所は、校訂者の注記に従つた。
・紙幅の都合で、解官の年時は省略したが、原則として後任者の補任時に同じ。
・名の太字は還任者。

この表から神主の改補が甚だしいことがまず確認できる。特に五十七代教久から六十三代定久の辺は長くても数ヶ月で改補されており、これは観応の擾乱から正平の一統にかけての政変に絡むものと言えよう。例えば、五十九代定久の頃には、

観^A応二年十一月二世上転変之間、不用^B観^A應二年正平六年ト号ス、南方依^C賀名生殿御治天也、然間百官悉可^D為^D建武例^D之由被^D仰^D下之^D畢、依^D之定久卿、正平六年十一月十八日、於^D南方御所^D、任^D建武例^D如^D元可^D為^D神主^D之旨被^D宣下^D畢、五十八、但非^D還補之儀^Dトテ不^D申^D拜賀^D、不^D改^D御札^D而奉^D入^D印鑑^D、此定久ハ上階之間、出仕ノ時ハ毛車ニテシテヲフマル、但翌年正平七年自^C三月、天下變化之間、不用^D正平七年号^D観^D應三年、三月廿八日ニ被^D退^D社務職^D畢、依^D世上之御遷替^D也、治五ヶ月、

(返点は私に付す)

とある。傍線部Aは、足利尊氏が直義追討のために関東へ向けて京を発ち、この間に南朝方が北朝の崇光天皇を廃した正平の一統をさす。同年十一月十八日に定久が南方御所において神主に補任されたという傍線部Bに関しては、須磨氏も解題で指摘しているが、「園太曆」同年十一月二十日条に師治(中原氏か、大儒)からの情報として「賀茂定久、今日秉燭之後入来、此間祇候南山、奉^D社務^D、只今入^D賀茂^D云々」とある記事によって確認できる。同記二十一日条によれば、前任者である五十八代久俊が公賢邸を訪れ、定久は「南山勅裁」で補されたこと、現職の社司光久・新平・音平・音久等が解任され、代りに

久香・守久・熙久・兼久・治久らが就任したことなどを公賢の簾前で話している。さらに同日、五十七代教久の使として息国久も公賢を訪れ「失^D面目^D之次第」と愁えている。北朝寄りの神主らが有力公卿である公賢の許に入れかわり立ちかわり参入、今回の南方の措置について嘆き訴えている様が目に浮かぶ。南朝によって補任された定久について、傍線部Cの叙述は彼のはぶりの良さを伝えるものだが、その栄耀も長くは続かない。傍線部Dは、南軍が八幡の合戦で足利義詮軍に敗れ賀名生に退いた件に符合する。

定平が解任された後、六十代員平が就任する。これについて公賢は「是武家沙汰歟、如^D此祠官非^D勅裁^D之条、新儀歟、神慮如何」(「園太曆」観^D應三年四月一日条)と危ぶんでいる。七十一代教久の補任は、細川清氏の謀反に絡み南軍が京に迫り、義詮が一時近江にのがれた政変に関係する。このように神主の地位は、時の政治動向と密接に連動したものであった。

さて「太平記」の基久・貞久(定久)を前掲一覧の中の両名と想定してよいか否かの問題である。後者の定久は大覚寺統の支持を受け、南朝復権の度に神主に就いている。彼が初回到神主となった五十四代の条には、建武三年六月、東寺を拠点にした足利方の軍勢が賀茂社に乱入しようとし、これを説得しかねた定久は、叡山の行宮に在った後醍醐天皇の許に参じたとある。この件で後醍醐は、鞍馬寺衆徒に対し、賀茂社乱入の徒を防ぐよう命じている(建武三年六月二十六日付鞍馬寺文書)。定久と後醍醐の紐帯の強さを示す材料と言えよう。また

『太平記』に「かれ眉を開く事わづかに二十日を過ぎざるに、天下また反覆せしかば」という文言があり、これは基久に関するもので、文飾とも言えるのだが、六十二代教久・六十三代定久・六十八代教久・七十一代敏久らの短い任期はこれに近く、現実を意識した表現と理解できる。さらに定久は三度神職に任じており、

基久・貞久わづかに三、四年が中に、三度補せられ、三度改めらる。
(269頁)

という叙述にもなっている。

一方、基久の方はどうかといえは『社務補任記』による限り否定的に見ざるを得ない。四十九代基久は元応元年(一三一九)八月十二日補任、十年間務めた後、元徳元年(一三三九)八月三十日解官、五十七歳である。建武の内乱以前に辞して定久より二十歳の年長、しかも任一回のみで前引の表現にはそぐわない。彼が登場する理由については後述したい。

定久と近い時期、複数回神主となり「久」の名を持つ人物は、教久・雅久であるが前者の方が該当するだろう。教久は六回補任され、例えば三回目の六十二代の項には、

同年(文和二年)六月、依天下之変化不用文和二年号正平八年、六月十九日被退社務職、後醍醐南方御治天也、

とあり、彼は南朝方によって解任されている。六十四代(四回目)・七十代(五回目)の項にも同趣の記述がみられ、教久が足利方の支持を受けての神主であることは明瞭である。しかも、初回は定久の後任、

三回目と四回目の間には定久(六十三代)が補任しており、前引『太平記』の表現に相応しいものがある。なお、教久は定久よりも十歳年長だが話として不自然ではない。

以上の事由から、現実にあつた定久・教久の神主交代劇が『太平記』の準拠する所となつたと想定してみたい。となると、文和二年(一三五三)の頃より後に本話は生成されたと考えられる。前節で検討した後醍醐・後伏見の物語という捉え方とは矛盾することになる。その理由を次のように考えてみる。観応・文和頃の、政治的理由による神主交代劇を、少しく時代を遡上させ建武三年頃に設定したのは、女性に係る私怨で強引に神主を解任してしまつた後醍醐天皇への諷諫の物語として構成したかつたためであろう。文和年間の神職交代の時代は、後醍醐(暦応二年崩、一三三九)・後伏見(建武三年崩、一三三六)は既に故人で、本話のような物語の生成に何ら支障のない状況になつていたと思われる。

三 和歌をめぐる二、三の問題

これまで取りあげた賀茂基久・定久・教久はいずれも勅撰集に入集している歌人であるが、中でも確認できる基久詠の中に遁世を主題にした歌が三首ある。⁵⁾

(1) 続千載・十八・雑下

題しらず

斯て身の憂きにつけても厭はずはげに世を捨つる折やなからん

(一九八四)

(2) 新千載・十八・雑

世をのがれての比よみ侍りける

世をいとふ心の奥を人間はばうき事しげき宿とこたへむ

(二二〇四)

(3) 新拾遺・二十・雑

題しらず

よしあしを心にだにも捨てぬれば同じうき世も住みよかりけり

(二八六八)

このうち(1)は出家前かと思われ、遁世の決意を詠んだもの、(3)は善悪の判断を心の中だけでも捨ててしまつたら、住み辛い世も住みやすくなる、というこれも出家願望の逆説の歌といえよう。(2)は詞書からも明らかに出家後の歌である。和歌に詠まれる内容をすべて事実の投影とみるのは行き過ぎであるが、遁世の場合、これを虚構とみる理由は探しにくい。『太平記』作者は、理由はともかく基久遁世という事実を知っていた。それを知る手がかりとして基久の和歌があつたのであるまいか。『太平記』の中で基久が「うたたねの」の歌を詠んで遁世した、という設定にしているのは、歌人基久という意識が働いているためであろう。

次は旧稿⁶で簡略に触れたが、帥官が詠んだとされる、

数ならぬみの、を山の夕時雨つれなき松は降るかひもなし

の歌について、大系の頭注は次の二首を引く。

(A) 新古今・十五・恋五

読人しらず

伊勢

思ひ出づやみののを山の一つ松契りしことはいつも忘れず

(二四〇八)

(B) 続千載・十五・恋五

弘安百首歌たてまつりける時

前大納言為氏

忘らるるみののを山のつれなくもまつときかれん名こそ惜しけれ

(二五五二)

(A)は歌枕「美濃の御山」を詠む代表的な歌だが、帥官歌とはほぼ二句程が一致する(B)の方が近い。さらに、

(C) 兼好法師家集・二四三番

おもひをのぶ

数ならぬみの、を山の一つ松ひとりさめてもかひやなからん

とは傍線を付した三句分近くが重なる。(C)は述懐の歌で、帥官歌は「数ならぬ身」を自分に、「つれなき松」を女に見立てた恋歌という相違はあるが、両者が全く無関係に出来たとも言いきれない。「兼好法師家集」の成立は貞和三年(一二四七)頃とされ、集の流布状況は未詳であるが、『太平記』作者が兼好に注目していたことは、巻二十一の塩判官の妻への艶書代筆の件でも明らかである。前節で推測したように本段の話が文和二年(一二三三)以降の生成であるならば、家集成立後六年ほど経っている。『太平記』作者の和歌に対する関心は

並々ならぬものがあり、何らかの形で兼好の家集の存在を知る所となつたのであろう。(C)の歌を意識しつつ、作者が帥宮歌を仕立てたとするのは想像に過ぎようか。

さて、その和歌で基久女の心をつなぎとめたと確信した帥宮は迎える車をおくる。ところが基久の一言で女は伏見宮の方へ入内する。そうした事情を全く知らず、読者からみれば帥宮はぬか喜びの状態に置かれたことになる。

帥宮はかかる事とは露もおほし奇らず、さのみやはと今日の御頼みに昨日の憂さをかへて、度々御便りありけるが、

という叙述の傍線部が、『玉葉集』十・恋二の、

待恋

院御製

さのみやと今日のたのみに思ひなせば昨日のうさぞ今はうれしき

(一一三八九)

の歌を踏まえることは早く大系の指摘する所である。この院は後伏見院の父伏見院である。一旦、勝ち誇っている帥宮の様子を描くのに、対抗する後伏見院の父の、しかも伏見・後伏見父子の下令に成る勅撰集である『玉葉集』(正和元年、一三二二成立)に入集した歌を引歌として使うのは、帥宮に対する相当な皮肉ではあるまいか。こうしたやり口は他にも例がある。これも旧稿で僅かにふれたが、巻四「隠州府の嶋皇居の事」で隠岐配流後の後醍醐天皇の日常を次のように描く。

夜のをとゞに入らせ給ひても、露まどろませ給ふ事もなし。萩の

戸の明くるをまちし朝政無けれども、(一)230頁

この傍線部は、大系以下が指摘するように『統後拾遺集』十六・雑の、上ののをのこども三首の歌をつかうまつりしついでに、朝草花

御製

露よりもなほ事しげき萩の戸の明くれば急ぐ朝まつりごと

(一〇九八)

という歌による表現である。作者は政務に精励する様子を詠んだ後醍醐天皇の歌があることを知った上で、朝政から切り離された帝の不如意を叙述する場面で引歌として使う。しかも当該歌は後醍醐天皇が撰集を下令した勅撰集に載るのである。こうした手法の背後には、後醍醐院に対する何がしかの意図的なものがあると看做してよいだろう。このような現象は、他にもいくつか例があり『太平記』作者の和歌の利用は、単に歌詞そのものだけでなく、歌の作者の立場をも充分配慮した上で行われており、批評的精神の発現の一つとして捉えられるのではないだろうか。

(付記)

基久が出家遁世する決意を示した、

うたたねの夢よりも尚あだなるはこのごろ見つるうつつ也けり

の歌は、『東野州閑書』に、

一、宝徳元年九月始の比満元朝臣の歌とて、人の語り侍りに、

うたたねの夢よりも猶あだなるは年月みつるうつ、なりけり

曹洞宗、是を用てもてあつかふ由申す。(歌学大系五、335頁)

と、ほぼ同じ歌がみえる。「年月」を「このごろ」と読めば同一歌である。宝徳元年（一四四九）九月、ある人が満元朝臣の歌としてこの歌を披露したという。満元朝臣は室町幕府の管領細川満元で、彼は応永三十三年（一四二六）に没しており、それから二十数年後、「太平記」の基久詠が、なぜ満元歌とされたかは判らない。ただ基久の「うたたねの」の歌を満元が知っており、それをどこかで披露したのが訛伝されたと考えるのは許されるであろう。満元はこの歌を「太平記」で知った。すなわち「東野州閑書」の本条は、細川満元の「太平記」享受の一徴証とは言えよう。

梵舜本「太平記」巻三十九の本奥書によれば、日下部宗頼は宝徳元年八月に細右馬頭殿に写本を借りて忽卒に書写したという。この右馬頭は満元の息持賢とされる。また西源院本は細川氏と関係の深い龍安寺塔頭西源院に蔵され、しかもその原本は、満元が管領に就任した応永十九年（一四二二）以降、同職辞任の応永二十八年（一四二二）以前に書写されたことが明らかにされている（「西源院本太平記」解題）。このように満元とそれに近い時代、細川氏は「太平記」古写本と深い関係を有しており、¹⁰満元が「太平記」の中の歌を享受したのは当然のことと考えられる。

注

(一)「太平記」の本文は新編日本古典文学全集（小学館）に拠り、冊・頁数を示す。

(2)「賀茂禰宜神主系図」二（賀茂県主同族会所蔵、東京大学史料編纂所蔵の写真（二175 6175）では、この後に「山ノ神主ト号」が入る。

(3)須磨千頌「賀茂別雷神社「社務補任記」」（賀茂文化研究）二号、一九九三年十一月。以下、同記の引用はこの翻刻による。

(4)嵯峨井建「中世上賀茂神社の神仏習合——賀茂社家系図」と「社務補任記」を中心に上（岡田精司編「祭祀と国家の歴史学」二〇〇一年四月、塙書房）も、「社務補任記」について「客観的な史料として採用することは何ら支障は無いのである」（同書290頁）とする。

(5)和歌の引用は「新編国歌大観」により適宜表記を改めた。

(6)長坂「天正本「太平記」の成立——和歌的表現をめぐって——」（長谷川端編「太平記の世界」へ軍記文学研究叢書9）二〇〇〇年九月、汲古書院。

(7)稲田利徳「和歌四天王の研究——頼阿・兼好・浄弁・慶運——」（一九九九年二月、笠間書院）によれば、「兼好自撰家集」は成立後、長い間享受の跡が辿れな¹¹いという（616頁）。

(8)注(6)に同じ。

(9)この人物を「草根集」詞書に数回登場する同名の人物と同定してもよいだろう。宗頼は山名宗全に仕えた八木但馬守宗頼で、但馬の豪族日下部氏を出自とする。梵舜本書写のことには触れないが、以下の二論文に詳しい。下田英郎「八木但馬守宗頼と和歌」（八鹿町教育委員会編「史跡八木城跡」第四節 一九九四年二月）・片岡秀樹「二一条殿御会源氏国名百韻」の詠者八木宗頼について」（季刊ぐんしよ）三九号、一九九八年一月。前者の論考の存在については小秋元段氏の御教示による。

(10)長谷川端「太平記」諸本と細川氏」（同編「太平記の世界」へ軍記文学研究叢書9）二〇〇〇年九月、汲古書院。

以下は論旨とは別の、注解の補記を三点ほど記す。

〔補記一〕

本誌二十八号の前稿で日吉社の神官祝部行親の事跡について、『五代帝王物語』（片仮名本系統）を書写していることを見落としていた。京都大学附属図書館蔵本で示す。

* 嘉暦二年八月廿一日於生源寺西窓書寫了／即校合了／近來流布世号ス五代記云々／文和三年五月七日以祝部宿禰行親本被寫／留之作者可尋者乎
(和泉書院 影印本 81頁)

これにより、嘉暦二年（一三二七）八月二十一日、坂本生源寺において同書を書写したことが確認できる。傍線部以下の文和三年（一三五四）五月七日の書写者は、行親から借りた本を写したのであろう。行親は延文元年（一三五六）九月までの生存は確認できる（前稿）からである。

〔付記〕

この件は既に弓削繁「五代帝王物語」諸本書誌解題（『岐阜大学教育学部研究報告（人文科学）』三六卷、一九八八年三月）に記載され、樋口大祐「五代帝王物語」の成立背景―王権的秩序と外部の間―（『国語と国文学』七三卷九号、一九九六年九月）でも指摘済みである。抜刷等を拝読したはずだが見落としていた。不明を恥じつつ両氏におわび申し上げる。

〔補記二〕

巻二「主上御出奔師賢卿天子号の事」で、後醍醐天皇山門に臨幸（実は身替わりの花山院師賢）の報に接し、諸軍勢が天皇方へ馳せ参じる場面、次のように地名を列挙する。

山上・坂本は申すに及ばず、大津・松本・支那・梢浜・仰木・衣川・

和介・堅田の者までも、我劣らじと馳せ参る。〔1107頁〕

傍線部は諸本になく天正本系の独自異文である。新編は「こずゑのはま」とルビをうち、場所を未詳とするが、底本の写真をみると、

梢浜

（勉誠社刊『義輝本太平記』一、188頁参照）

とある。これによれば「このはま」と読むべきで、また異本では「今浜」と判断できる。なお神田本には、

支那梢浜

松本・戸津比叡、辻

（影印本上 103頁）

とある。補入追記の「梢浜」に「コノハマ」とルビがある。原想神田本の性格から考えて、この追記は天正本系本文によるのであろう。

「このはま」と読めば、近江国野洲郡木浜（守山市木浜町）にあたり、琵琶湖最狭部の東岸、古来対岸の堅田への海上交通の要地である。建武三年（一三三六）七月四日の足利直義軍勢催促状には、小笠原貞宗に「勢多及木浜辺」への出陣が要請されている（勝山小笠原文書、『大日本史料』六一三、606頁）。この地名は『宗長日記』には数回みえ、天文年間成立の『万松院殿穴太記』にも、

諸軍勢は、瀬田、唐崎、志賀、梢浜、卯木、衣川、和爾、堅田よりうち上り
(新校類徒本)

とある。天正本の異本の「今浜」は、同じ野洲郡にあった室町期の荘園名からの地名で、野洲川南流の三角洲上に位置する。木浜よりわずかに北東寄りである（守山市今浜町）。

〔補記三〕

正平の一統が破れた後、北朝の光厳上皇・光明上皇・崇光天皇・直仁親王

らが兩朝の賀名生に拉致される。卷三十一「英宮御即位の事」に京都では異例づくめの上、後崇光天皇が急據位に即く（観応三年へ一三五二八月）という話がある。

この宮をば去年御繼母宣光門院の御計らひとして、妙法院の門跡へ御入室あるべしとて、すでに御出家に成し奉らんとしけるを、御外祖母広義門院女院より北斗堂実算法印に御占を問はせ給ひたりければ、王位に即かせ玉ふべき御相御座す由を勤へ申したりける間、実しからずとは思し食しながら、（中略）

観応三年八月十七日、俄に踐祚ありしかば兆前の勘文に一言も違はずとて、実算法印忽ちに若干の恩賞に預かりけり。 (420頁)

この実算法印については未勘であったが、『後深心院関白記』延文元年（一三五六）七月六日条に、次の記事があるのに気付いた。

令^三実算法印行^二拜供^一、是宿陽之秘密云々、今年余依^レ為^二太一定分之厄^一也、
 今月今日縁日也云々、名香・布施等送^レ之 (大日本古記録(一)78頁)

『愚管記』の名の方が通行している同記は関白近衛道嗣の日次記で、彼は延文元年には従一位右大臣で二十四歳である（「公卿補任」）。太一定分の厄とは、陰陽道で天災・兵革を司るとされる太一星の遊行の方位に基づく占法において、厄に相当する年であることをいう。実算が道嗣のような高官の厄年の拜供という職掌を有していたとするこの記事は、若宮の即位の可能性を占したという『太平記』における彼の像に重なる。北斗堂に関しては頭注に記した以外未詳だが、太一星は北斗の一星ともされ（「書言字考」）、北斗堂の称に相応しいとは言えるだろう。

A Study of the Kamo Shrine in Taiheiki

Shigeyuki NAGASAKA